

第5回与論町新庁舎建設計画に関する 住民説明会 会議録

会議名	第5回与論町新庁舎建設計画に関する住民説明会
会議の日時	平成30年7月10日（火） 午後8時～午後8時40分
会議の場所	与論町地域福祉センター
説明者	山町長、庁舎建設検討委員会委員長 久留副町長、庁舎建設検討委員会副委員長 町岡教育長、事務局長 沖島総務企画課長、事務局 総務企画課 竹村
書記	事務局 総務企画課 竹村
出席者	34名、（内庁舎建設検討委員3名）、役場事務局26名 合計60名

<会次第>

- 1 開会
- 2 開会のあいさつ 山町長
- 3 与論町庁舎建設事業 基本設計（案）について説明
- 4 質疑応答
- 5 閉会のあいさつ 久留副町長
- 6 閉会

<配布資料>

- ・ 第5回与論町新庁舎建設計画に関する住民説明会
- ・ 与論町庁舎建設事業 基本設計（案）説明資料（配置図等）

■質疑応答

題	与論町庁舎建設事業 基本設計（案）について
内容	（事務局長）ただいま、庁舎建設事業の基本計画（案）について説明を行いました。この説明につきまして、質疑のある方は挙手をお願いします。 （住民）情報系移転事業費を対象事業費から外していますが、理由を教えてください。 （事務局）この部分につきましては、光回線の業者の方が公共機関からの直接契約はできるが、民間企業との契約は難しいということで外しています。 （住民）だいたいそんなところだと思いましたけど、こういう事業を行うときは設計の段階でしっかり行わないと、後で追加の事業費がかさむのではないかと質問です。 エアコンのことです。電気設備はどういう方式になっていますか。

	（事務局）エアコンにつきましては、こちらの福祉センターのようなタイプではなく、一つ一つ制御できるような分かれたタイプになります。 （町民）センター方式ではなくて、今の役場で使っているような各部署に配置するようなタイプであるという確認です。それには、大賛成です。 外観の図面を見たときに、室外機をどこに設置するのかメンテナンスがしやすい対策をする必要がないか、また、室外機を南側と北側に付けたのでは耐用年数がまったく違います。南側に付けるべきではないかと思います。 （事務局）室外機は、庁舎の裏側の駐輪場と庁舎の間に設置します。ここに入りきれない物は屋上に設置しますが、屋上の壁、塀により塩害を防ぐことにしています。 （町民）見た目もありますけど、室外機は各部屋のすぐ近くに配置するということと、庁舎の南側の軒下に配置する、これをやるかやらないかで全然違うんです。 議場がフラットになって、ある意味マルチ的な活用ができるようになることはいいことだと感じています。会議室が少ないという感じはします。 （町民）肝心の財源内訳が載っていませんけど。 （事務局）財源につきましては、今現在進んでいるものと進んでいないものがあります。今回は、本庁舎の建設等の企業連合に発注した分の説明になっております。この他に、駐車場の整備等、町が直接発注する工事もあります。そのトータルで考えているのが、10億4千百万円という金額になります。財源の内訳につきましては、庁舎建設基金が6億、残りの4億4千百万円を町の借り入れ起債を充てることにしています。 （町民）町民が利用しやすい庁舎、防災拠点となる庁舎となれば、今の仮庁舎にはありませんが、無料W i - F i の設置を是非お願いします。住民だけでなく観光客が利用できるよう検討をお願いします。 （事務局）W i - F i は、既に検討しており、町民用、議員用、職員用の3種類を整備して、データが外にもれないよう進めています。 （町民）先程の財源にも関係するんですが、庁舎への補助金は入っていますか。 （事務局）入っていません。 （町民）清掃センターの件もありましたので、大丈夫かなと思って。 清掃センターの補助金返納分は、国・県から返ってきて与論町は、痛くもかゆくもないんですね。 （事務局長）焼却施設の会計検査による返金と今回の庁舎整備は、まったく関係ありません。庁舎整備は、別の事業になります。 （町民）1階の図面の多目的ホールの使い方なんですけど、普段は解放されたりするんですか。 （事務局）来庁者が使えるスペースとしては、町民スペースがあります。こちらは、テー
--	---

ブルを置いて、町の情報・広報などの提供スペースになります。多目的ホールについては、予約をして会議・講演会、イベントを入れたりできるようにし、閉庁時、土日も運用できるよう考えております。

（町民）ハードウェアについては、だいたい理解できました。私は外から来たときに、与論町役場、折角こういういい環境を整備するのであれば、ワンストップサービスを是非導入して町民サービスに努めていただきたい。与論町に来て、はじめにたらい回しにされました。あっちこっちの場所に行けと言われましたので、移住した人などは、先ずそこで全部済むような、一つの場所で回答が得られるように努めて欲しい。

（副町長）去年の５月から庁舎を分散した形になっており、町民の皆様にご迷惑をお掛けしているところです。新しい庁舎ができますので、こちらで行政関係の手続きはできるような形で進めてまいりますのでよろしくお願いします。

（町民）町民福祉課から各課がずらっと並んでいますが、カウンターで住民サービスを行うときに、お互い知り合いがほとんどなのでプライバシーの確保が難しいと思います。そこでカウンターの横、隣との間に仕切りが付けられないか、それと、廊下の後ろを歩いているときに担当者と住民が話していることや、広げている書類が歩いている人に見られてしまうことがあるので、ついたてなどが必要ではないかと感じているんですけど、この辺について配慮はできませんか。

（事務局）カウンターの仕切りにつきましては、どこの庁舎に行きましてもだいたい付いておりますので付けるという前提で進めています。

（町民）後ろから見られるというのが非常に気になるんですが、ちょっとした目線を遮るだけでもいいと思うんです。その辺、是非ひと工夫お願いしたいと思います。

ワンストップサービスについても、たらい回しにすることが無いよう、一箇所で済むような窓口を入口に設置していただければ、すごくありがたいと思います。

（町民）プライバシーについてですが公務員には守秘義務がありますので、違反した場合は罰則規定があり、訴えて処罰・懲罰していただけます。

（町民）この書庫を資料保管室と考えてよろしいのでしょうか。教育委員会に町民体育大会の記録を貰いに行ったら、その資料は５年で消去される。これを聴いてびっくりしました。その理由が、公文書がいっぱいあるのでそれを保管する場所がない。町民体育大会の記録は、頑張った人間からしたら何と申しましょうか。是非、公文書は焼却しないようにずっと置いておけば、歴史的な素晴らしい資料になりますので保存期間も考え直していただいて、資料倉庫の整備をお願いします。

（町民）町に公文書管理規定はありますか。何年保存というのが町民には分からないので、町民の目に留まるところに、また、ホームページにあればそういう誤解もないと思います。文書は、膨大になりますので確かにゴミにもなりますが、法律・規程、ルールに基づいて

やれば誰からもクレームも来ないと思います。

（事務局長）役場には文書管理規定がありまして、町のホームページの例規集を開かないと分からないので、そこを開く方はほとんどいらっしゃらないかなと思います。規程としては、１年未満、３年・５年・１０年、永久保存というふうに文書の内容によって決められています。

（町民）ハード面で新庁舎が変わりますが、ペーパーレス・データ化について、どれぐらい紙の量を減らせる、減らそうとしているのか予定がありますか。

（副町長）ただ今の件は、今のところ具体的な数字は出しておりませんが、より庁舎に入れる複写機なども効率的に使い、なるべく経費を抑えていくよう考えているところです。

（町民）前の説明会で、庁舎の周りに大きな木を植えて下さいと申し上げておりましたが、これはどこかからか大きな木を持ってきて植えるということではなく、木というものは今は小さくても年月が経てば大きくなりますので、将来を見越して林とはいいいませんが、庁舎の周りにも大きな緑の環境を作して下さいということですので、これについてもよろしくお願い申し上げます。

（事務局長）貴重なご意見をありがとうございました。今後、このようなスケジュールで進めてまいりますのでよろしくお願いします。

○ 実施状況

